

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月２９日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第３号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成３年１０月奈良県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「６８６人」を「６９０人」に、「２２９人」を「２１８人」に、「９１５人」を「９０８人」に、「１，７９５人」を「１，７９１人」に、「９１人」を「１０２人」に、「１，８８６人」を「１，８９３人」に改める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。